○農林水産省告示第二千百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　生第8101号

変更前　もどし肥料

変更後　ＰＨＯＳＰＨＯＲＯＳ

2　生産業者の住所の変更

登録番号　生第8273号

変更前　東京都千代田区五番町６番地２

変更後　東京都江東区越中島一丁目２番21号

○農林水産省告示第二千百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80342号	し尿汚泥肥料	し尿脱水汚泥	境港市	鳥取県境港市上道町3000番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月九日

経済産業大臣　大畠　章宏

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、中小商業活性化支援のうち中小商業活力向上支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、ものづくり基盤技術実用化促進事業費、地域商業活性化事業費、中小商業活性化支援のうち中小商業活力向上支援事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十二月九日から施行する。

○経済産業省告示第二百六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年十二月九日

経済産業大臣　大畠　章宏

別表第一号の補助金等の名称欄を次のように改める。

「

アスベスト代替化対策事業費補助金
アセアン産業構造高度化事業費補助金
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）
エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費等補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）
沖縄特別振興対策事業費補助金
沖縄北部特別振興対策事業費補助金
温排水影響調査交付金
海外技術研修協力等事業費補助金
海外技術者受入等研修事業費補助金
海外鉱物資源基礎調査費補助金
海外コンサルテイング振興事業費補助金
海外産業協力事業費補助金
海外情報提供等事業費補助金
海外地質構造調査費等補助金
海外中小企業技術協力費補助金
海外投資及開発輸入促進費補助金
外国人研修・技能実習制度適正化指導事業費補助金
化学物質安全対策費補助金
株式会社日本政策金融公庫補助金
環境対応車普及促進対策費補助金
環境調和型エネルギー供給施設整備費補助金
環境調和型地域振興施設整備費補助金
環境負荷低減型住宅普及促進事業費補助金
希少金属備蓄対策費補助金
揮発油品質確保対策費補助金
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金（鉱害防止業務関係）
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金
経済危機対応支援産業人材育成協力促進事業補助金
経済産業人材育成支援事業費補助金
経済自立型プラント建設協力等事業費補助金
健康情報基盤整備事業費補助金
原子力広報研修施設整備費補助金